

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政策評価におけるコロナ禍の影響
著者 / 所属	根岸 隆史・木村 克哉・嵯峨 惇也 / 行政監視委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	444号
刊行日	2022-4-14
頁	101-114
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

政策評価におけるコロナ禍の影響

根岸 隆史

木村 克哉

嵯峨 惇也

(行政監視委員会調査室)

1. 政策評価におけるコロナ禍の影響
2. コロナ禍における政府の取組と財政的影響
3. コロナ禍における政策評価をめぐる問題意識
4. 事例紹介

1. 政策評価におけるコロナ禍の影響

一般の新型コロナウイルスの感染拡大（以下「感染拡大」という。）は、我が国の経済や社会構造に大きな影響を与えた。政府が実施する施策や事業もその影響を免れず、各行政機関が実施する政策評価¹の過程では、コロナ禍の影響をめぐる、評価の在り方や評価結果の解釈等について様々な考えが示された。

本稿では、コロナ禍における政策評価制度をめぐる問題意識を整理するとともに、各行政機関で広く行われている目標管理型の政策評価²において、コロナ禍がその評価に影響を及ぼしている特徴的な事例を紹介する³。

2. コロナ禍における政府の取組と財政的影響

コロナ禍においては、度重なる緊急事態宣言の発出⁴や人々の社会活動の変容等により、飲食店等の休業や時短営業のほか、外出自粛や企業の出勤抑制などが全国的に行われた。

¹ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）に基づき、各行政機関はその所掌に係る政策について評価を行っている。

² 各行政機関の主要な施策（政府全体で約500）を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いを評価するものであり、各行政機関共通の5区分（目標超過達成、目標達成、相当程度進展あり、進展が大きくない、目標に向かっていない）により、目標の達成度合いを明示することとされている。

³ 本稿は、令和4年3月28日時点の情報に基づくものであり、参照URLの確認も同日に行っている。

⁴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、令和2年4月以降、累次にわたり発出されている。また、令和3年2月の同法改正に基づき、同年4月以降、感染拡大の状況に応じてまん延防止等重点措置が実施されている。

コロナ禍により日本経済は停滞し、令和2年度の実質GDPは前年度比マイナス4.5%と、比較可能な平成7年度以降で最大の落ち込みとなった⁵。

政府は、感染拡大の防止と経済活動の両立のため、令和2年度には三次に及ぶ補正予算を編成し⁶、新型コロナウイルス感染症に対応してきた。補正予算による歳出増や感染拡大の影響等による歳入の鈍化から、国・地方の公債等残高の対GDP比は元年度末の191.0%から209.9%に上昇した⁷。

こうした状況の中、令和2年度の財政政策に関する財務省の政策評価の過程では、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」との目標の達成状況について、同省で初めて「C（目標に向かっていない）⁸」とする評価が下された⁹。これは目標管理型の政策評価における5段階評価のうち最低評価¹⁰である。当該評価の記載された政策評価案が議題となった財務省政策評価懇談会¹¹において、財務省からは、第一次から第三次の補正予算編成により、「一般会計のプライマリー赤字が9兆円から90兆円」になり、「どう考えてもB以上で評価するという事は語義上不可能」であるとの説明がなされ¹²、有識者からは前例のない低い評価との驚きの声も聞かれた¹³。

その後も、令和3年度補正予算において、医療提供体制の確保やワクチン接種体制の整備等に要する費用が措置されるとともに、新型コロナウイルス変異株による感染拡大等の予期せぬ状況変化に備え、4年度予算ではコロナ予備費5兆円が措置される¹⁴など、依然として大きな財政的影響が生じている。

他方、政府は、今回の感染拡大は厳しい試練である一方で、デジタル技術を活用した柔軟な働き方やビジネスモデルの変化等、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスであるとの見方を示しており¹⁵、ポストコロナ時代に向けた新たな政策の検討も進められている。

⁵ 内閣府『令和3年度年次経済財政報告』（令和3年9月）5、6頁

⁶ 財務省「令和2年度予算」〈https://www.mof.go.jp/policy/budget/budger_workflow/budget/fy2020/index.html〉

⁷ 内閣府「中長期の経済財政に関する試算（2022年1月）のポイント」2頁

⁸ 財務省では、共通5区分をS+（目標超過達成）、S（目標達成）、A（相当程度進展あり）、B（進展が大きくない）、C（目標に向かっていない）の5段階で示している。

⁹ 「辛口財務次官、自らつけた最低評価「財政再建に逆行」挽回期す」『日本経済新聞』（令3.9.14）

¹⁰ なお、令和2年度の全府省の評価結果では、「目標に向かっていない」と評価されたのは1.4%（3件/218件）である（総務省『令和2年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告』（令和3年6月））。

¹¹ 令和3年6月14日開催。同懇談会は、評価法に基づき設置されている有識者会議である。有識者会議については後述の「3. コロナ禍における政策評価をめぐる問題意識」を参照。

¹² 矢野財務省主計局長による発言。なお、当初の評価はBであり、自身の判断においてC評価に改めることとした旨や、自虐的でも危機意識を表明したかったわけでもなく、淡々と評語として当てはまるものはCしかなかった旨の見解も示された。

¹³ 「（多事奏論）アベノミクス錬金術—財政健全化、語らぬ無責任」『朝日新聞』（令3.9.1）。有識者会議では、秋池委員、秋山委員、江川委員、翁委員、角委員、田辺委員、富山委員、伊藤委員、小林委員等からこうした発言が見られた。

¹⁴ 財務省「令和4年度予算のポイント」

¹⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）1、2頁

3. コロナ禍における政策評価をめぐる問題意識

感染拡大下にあっても、各行政機関は自らが実施した政策について評価を行っており、そうした評価について検討を行う各行政機関の有識者会議¹⁶では、コロナ禍における政策評価の在り方に関し、有識者から様々な意見が示されている。

また、政策評価制度の在り方等を議論する総務省の政策評価審議会¹⁷などにおいても、コロナ禍における政策評価制度の在り方に関する見解が示されている。

以下では、こうした議論を踏まえ、コロナ禍における政策評価をめぐる主な問題意識を整理する。

(1) 評価結果の考え方に関する主な意見

各行政機関の有識者会議では、概して、コロナ禍という緊急事態の下で実施された政策に対し、従来どおりの評価の実施は困難とする見解が示された。

コロナ禍の影響の評価の在り方については、コロナ禍前に設定した目標をコロナ禍における目標に改めた上で評価を実施する手法が考えられるとの意見が示される¹⁸一方で、継続性という観点からコロナ禍の影響を全く考慮しないで評価する手法も考えられるとする意見も見られた¹⁹。また、コロナ禍により目標を達成できなかったとする評価については、コロナ禍に対応するべく既存施策に加えて講じられた新たな施策があれば、評価において加味してよいとする意見が複数見られた²⁰ほか、安易にコロナ禍の影響があったとするのではなく、真にコロナ禍の影響により目標が達成できなかったのか、他の要因や当初の目標設定の妥当性などを分析する必要があるとする意見も見られた²¹。さらに、個別施策の評価におけるコロナ禍の影響の捉え方と、当該行政機関が所管する施策の評価全体としてのコロナ禍の影響の捉え方について、それぞれ整合性を取ることが必要であるとの意見もあった²²。

(2) 今後の目標や指標の在り方に関する主な意見

各行政機関の有識者会議は、評価結果の取りまとめのほか、目標管理型の政策評価にお

¹⁶ 評価法では、政策評価はその客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見の活用を図らなければならないとされ（評価法第3条第2項第2号）、各行政機関は学識経験者から成る政策評価に関する会議を設置している。なお、感染拡大後はほぼ全ての有識者会議において、ウェブ会議システムが活用されている。

¹⁷ 総務省組織令（平成12年政令第246号）第121条に基づき、総務省に置かれている審議会である。

¹⁸ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）井上委員発言

¹⁹ 第68回財務省政策評価懇談会（令2.8.24）秋池委員発言

²⁰ 第72回財務省政策評価懇談会（令3.10.19）秋山委員、田辺委員発言。なお、コロナ禍における既存施策の実施に当たりなされた工夫についても、評価書に記載するのがよいとの見解も見られた（第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）藤森委員発言）。

²¹ 第51回国土交通省政策評価会（令3.6.25）上山座長発言、令和3年度農林水産省政策評価第三者委員会（令3.8.3）石井委員発言

²² 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）井上委員発言

ける事前分析表²³の測定指標の設定、次期基本計画²⁴の策定等に伴う評価対象決定の際に開催される例が多い。

有識者会議では、今後の事前分析表における目標及び指標の設定に際しては、コロナ禍後の視点で考えていく必要があるとの意見が示された²⁵ほか、コロナ禍の影響は継続するという想定で設定する必要があるとの意見も複数見られた²⁶。また、社会の変化に対応する短期的な目標や指標の設定が必要とする意見²⁷や、コロナ禍により施策の実施手法を変えた場合には従来の手法と比較・分析することで、次期目標等の設定に対する知見として活用できるとする意見²⁸も見られた。

(3) 政策評価制度の在り方に関する主な意見

政策評価制度の在り方に関し、政策評価審議会では、感染拡大後の社会変化は伝統的な行政の在り方に更なる変容を迫り、行政の評価もまた行政の変化に応じて適切に改めていくために在り方を見直すべきであるとの見解が示された²⁹。また、評価対象とされる政策や制度は、一定の環境を前提としてそこに発生する問題を解決するためのものであり、今回のコロナ禍のように前提となる環境が変わってしまった場合には制度そのものの機能が変化するものも生じるとした上で、柔軟性、有用性、説得力といった視点で評価を見直すことが重要との指摘もなされた³⁰。

各行政機関の有識者会議においても、目標に対する実行性の評価を中心とした手法ではコロナ禍のような大きなショックがあった場合の評価が困難であり、制度そのもののレジリエンスが必要であるとの指摘がなされた³¹。また、突然の事業変更があった場合には現在の評価手法では対応できず、政策評価の体系そのものについて検討が必要であるといった意見³²や、世の中が変化していく中において数年前に設定した指標を見ていくという評

²³ 評価対象となる施策ごとに作成され、目標の達成度合いを測るための測定指標や目標の達成手段などが記載されている。

²⁴ 政策評価に関して、計画期間、実施に関する方針、政策評価の観点、政策効果の把握に関する事項等を定めるもので、各行政機関の長が「3年以上5年以下」の期間で策定することが義務づけられている（評価法第6条）。

²⁵ 外務省政策評価アドバイザー・グループ第33回会合（令3.1.25）有識者発言、令和3年度第1回環境省政策評価委員会（令3.7.19）深町委員発言

²⁶ 総務省の政策評価に関する有識者会議（第2回会議）（令2.7.20）有識者発言、文部科学省政策評価に関する有識者会議（第53回）（令2.9.3）田邊委員発言、法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）井上委員発言、第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG（令3.7.21）石田委員発言

²⁷ 文部科学省政策評価に関する有識者会議（第55回）（令3.8.2）金藤委員発言

²⁸ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）朝日委員発言

²⁹ 第19回政策評価審議会（第24回政策評価制度部会との合同）（令2.10.9）岡会長発言。同審議会は、令和3年3月、ポストコロナ新時代に「行政の評価」が向かうべき方向についての提言をとりまとめた（総務省「政策評価審議会提言」（令3.3.17））。同年5月には政策評価審議会の下に、政策評価の改善に関するワーキング・グループが設置され、同提言を踏まえた具体的な改善に向けた検討が進められている。なお、政策評価制度に関する最近の動向等については、徳田貴子「政策評価制度をめぐる議論—導入から20年を迎えた制度の現状と課題—」『立法と調査』No.443（令4.2.18）参照。

³⁰ 第20回政策評価審議会（第25回政策評価制度部会との合同）（令2.12.4）森田会長代理発言

³¹ 第68回財務省政策評価懇談会（令2.8.24）田辺委員発言

³² 令和2年度第1回環境省政策評価委員会（令2.7.20）井村委員発言

価手法の妥当性が問われているとの指摘³³など、政策評価制度の在り方に対する見解が示された。

なお、政策評価審議会や有識者会議における議論のほかにも、コロナ禍のような緊急時においては速やかに情報提供を行う短期型の評価と緊急時に実施した政策に対する総括的な評価を行う中期型の評価に分け、二つの評価結果の使い道を意識する必要があるとする見解³⁴なども見られる。

(4) コロナ禍を踏まえた今後の取組に関する主な意見

以上のほか、有識者会議では、コロナ禍で施策が受けた影響や対応については記録・検証を行い、知見を今後同様の事態が起きた際に役立てるべきとする意見³⁵や、従来行ってきた施策についてコロナ禍を契機に見直してみるべきとする意見³⁶が示された。また、政策評価審議会では、変化する社会状況の中で効率的に最大の効果が出せるよう、評価のツールとしてデジタルを積極的に取り入れていくべきとする意見も見られた³⁷。このほか、コロナ禍のような危機的状況における政策評価の役割に関し、非常時にこそアカウンタビリティの重要度が増すが、非常時に評価活動を機能させるためには、監査・評価の視点を持った立法府・行政府の関係部門同士が平時から関係性を構築しておく必要があるとする指摘もなされている³⁸。

4. 事例紹介

以下では、コロナ禍における各行政機関の政策評価において、コロナ禍の影響がどのように評価に反映されたのか、各行政機関の有識者会議において具体的な議論がなされたものを中心に事例を紹介する。

(1) 評価結果について議論が見られたもの

コロナ禍の影響を受けた施策の評価結果に対し、有識者会議における指摘があり、評価の変更等がなされた事例も見られた。

①人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（法務省）

同施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うもの

³³ 令和3年度第1回環境省政策評価委員会（令3.7.19）亀山委員発言

³⁴ 西出順郎「緊急時の自治体政策の評価―「さよならPDCA」と三つの断捨離」『ガバナンス』No.234（ぎょうせい、2020年10月）29～31頁

³⁵ 令和2年度公正取引委員会政策評価委員会（令2.6.29）南島委員発言、第68回財務省政策評価懇談会（令2.8.24）江川委員、翁委員、田辺委員発言、第70回財務省政策評価懇談会（令3.3.8）翁委員発言、第72回財務省政策評価懇談会（令3.10.19）田辺委員発言

³⁶ 第37回内閣府本府政策評価有識者懇談会（令2.12.18）佐藤委員発言

³⁷ 第20回政策評価審議会（第25回政策評価制度部会との合同）（令2.12.4）岩崎委員発言

³⁸ 益田直子「危機的状況下における監査・評価活動の役割」『評価クォーターリー』No.60（行政管理研究センター、2022年1月）2～28頁

である。

同施策の達成度を測定する指標の一つである測定指標 1 は、「法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合」であり、令和 2 年度の目標値は60%とされたが、実績値は46.3%であった。これに対し法務省は、目標値には達していないが平成30年度以降一貫して増加傾向にあることや、同測定指標の参考指標³⁹である「公式Twitterにおける平均インプレッション数」が急増していることなどから、目標に向かって着実に一定程度の成果を上げ続けているとし、「おおむね達成」との評価を行った⁴⁰（図表 1 参照）。

図表 1 測定指標 1 「法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合」

測定指標	令和 2 年度目標値					達成
	1 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合 (%)	60%				
基準値		実績値				
平成26年度～28年度の平均		28年度	29年度	30年度	元年度	2 年度
55		53.1	46.6	43.5	44.6	46.3

（出所）法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）資料 1
「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」より抜粋（赤枠は筆者加筆）

有識者会議⁴¹では、60%の目標値に対し46.3%の実績値で「おおむね達成」と言えるのかとの事前質問がなされた⁴²。

また、測定指標 4 は、「モニター調査による人権相談窓口の認知度」であり、令和 2 年度の目標値は対前々年度増⁴³とされたが、前々年度に当たる平成30年度の40.4%に対し、令和 2 年度の実績値は30.6%であった。これに対し法務省は、目標値は下回っているものの、人流が抑制され、掲出されたポスターを見る機会が大きく減少したコロナ禍にあって、同測定指標の参考指標である「「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数」等が前年より増加していることなどから、目標達成に向けた取組が強化され、一定の成果を上げることができたとし、「おおむね達成」との評価を行った⁴⁴（図表 2 参照）。

³⁹ 測定指標だけでは施策を網羅的に評価することが困難な場合等に、測定指標を補完するために用いられる。
⁴⁰ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）資料 1 「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」
⁴¹ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）
⁴² 宮園委員事前質問（法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）補足資料「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」に対する質問・意見）。法務省では、有識者会議に先立ち、事前に各有識者からの質問や意見を取りまとめ、有識者会議でそれらに対する回答を行っている。
⁴³ 本来は対前年度増だが、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とするとされた。
⁴⁴ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）資料 1 「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」

図表 2 測定指標 4 「モニター調査による人権相談窓口の認知度」

測定指標	令和 2 年度目標値					達成
	4 モニター調査による人権相談窓口の認知度 (%)	対前年度増（ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。）				
基準値		実績値				
平成29年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	36.1	27.6	36.1	40.4	38.9	30.6

(出所) 法務省政策評価懇談会 (第64回) (令3.7.15) 資料1
「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書 (案)」より抜粋 (赤枠は筆者加筆)

有識者会議では、測定指標 4 は目標値を達成していないのではないかとこの事前質問がなされた⁴⁵ほか、実績が目標に達していないのは明らかにコロナ禍が原因であり、参考指標ではコロナ禍にもかかわらず実績も出ていることから、説明としてはしっかり取り組んでいるということによく、無理に「おおむね達成」と書くことでかえってマイナスになってしまうのではないかとこの指摘もなされた⁴⁶。

こうした結果、法務省は、測定指標 1 及び 4 の達成度を「おおむね達成」から「未達成」に改め⁴⁷、施策全体の評価結果を「相当程度進展あり」から「進展が大きくない」へと変更した⁴⁸。

②厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること (厚生労働省)

厚生労働省では、厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図るために研究を支援する体制整備を実施している。

同施策における達成目標 1 「厚生労働科学研究における研究成果をより多く国民、社会へ還元等すること」の達成度を測定する指標の一つとして、測定指標 1 「研究成果の活用状況 (厚生労働科学研究データベース (報告書) へのアクセス件数)」が設定されている。当該指標の令和 2 年度の目標値は前年度以上とされたが、前年度に当たる令和元年度の 532, 781 件に対し、令和 2 年度の実績値は 265, 539 件であった。これに対し厚生労働省は、平成 28 年度から平成 30 年度は順調に増加したが、令和元年度及び令和 2 年度は実績が目

⁴⁵ 井上委員事前質問 (法務省政策評価懇談会 (第64回) (令3.7.15) 補足資料「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書 (案) に対する質問・意見」)

⁴⁶ 法務省政策評価懇談会 (第64回) (令3.7.15) 井上委員発言

⁴⁷ このほか測定指標 3 も「おおむね達成」から「未達成」に変更されている。

⁴⁸ 判断根拠として、「測定指標 2 及び 5 において目標を達成することができたものの、測定指標 1、3 及び 4 においては、それぞれ進展が認められた点があるとはいえ、目標を達成することができなかったことから、「進展が大きくない」とした」としている (法務省「令和 2 年度法務省事後評価実施結果報告書」(令3.8))。

標を下回ったとし、「×」（目標未達）⁴⁹の評価を行った⁵⁰（図表3参照）。

図表3 測定指標1「研究成果の活用状況（厚生労働科学研究データベース（報告書）へのアクセス件数）」

指標1 研究成果の活用状況 （厚生労働科学研究データベース（報告書）へのアクセス件数） 【新経済・財政再生計画 関連：社会保障分野③iii】 （アウトカム）	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							主要な指標 ○	達成 ×
	「厚生労働科学研究分野における研究成果をより多く国民、社会へ還元する」という目標の一指標として、厚生労働科学研究成果を閲覧できる厚生労働科学研究データへのアクセス数を測定指標とし、目標値を前年度以上と設定した。【新経済・財政再生計画に掲げられた研究事業を含む全研究事業の研究成果の活用状況を測定指標としている。】（参考）平成27年度実績：320,452件								
	基準値	実績値					目標値		
	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		
707,825件	289,684件	526,403件	707,825件	532,781件	265,539件	前年度以上			
年度ごとの目標値	前年度 (320,452件)以上	前年度 (289,684件)以上	前年度 (526,403件)以上	前年度 (707,825件)以上	前年度 (532,781件)以上				

（出所）第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）資料4-1「実績評価書（案）（XⅢ-2-1）」より抜粋（赤枠は筆者加筆）

有識者会議⁵¹では、システムの改修作業の結果アクセス数が落ちたことから、政策評価の目的に照らし、真に目標を達成しているかという点では、技術的な要因が強かったのではないかとの指摘があり⁵²、それを踏まえて評価を「△」に引き上げてはどうかとの意見も見られた⁵³。厚生労働省からは、アクセス件数低下の原因は新型コロナウイルスの影響と技術的な改修であり、理由を明記して評価を「△」とし、その上で施策全体の評価結果も引き上げるということは、他の施策でも行っている旨の発言があった⁵⁴。

こうした結果、厚生労働省は、測定指標1の達成区分を「×」から「△」に改めるとともに⁵⁵、施策全体の評価結果を「目標に向かっていない」から「相当程度進展あり」へと変更した。また、判定理由として、測定指標1については、機械的に判断すれば達成状況は「×」となるが、外部要因により目標未達となったものであるため、「△」と判断した旨を追記した⁵⁶。

⁴⁹ 厚生労働省では、測定指標の達成欄には、目標値に対する達成度合いに応じ、「○」：達成（100%以上の場合を基本とする）、「△」：概ね達成（80%以上100%未満の場合を基本とする）、「×」：未達成（80%未満の場合を基本とする）、「-」：判定不能（当該年度の実績値が無い場合等）の4区分による判定を記載するものとされている（厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室「厚生労働省における政策評価実施要領」（令和3年4月）別紙1-4（記載要領））。

⁵⁰ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）資料4-1「実績評価書（案）（XⅢ-2-1）」

⁵¹ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）

⁵² 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）山田委員発言。菊池座長からも同趣旨の発言があった。

⁵³ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）藤森委員発言

⁵⁴ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議福祉・年金WG（令3.8.2）厚生労働省政策立案・評価担当参事官室室長補佐発言。なお、他の施策の例として、遺骨収集事業を挙げている（「遺骨収容又は送還を行った地域数」について、目標の13地域に対し実績は2地域であったが、新型コロナウイルスの影響がなければ目標は達成できていた見込みが高いとして「△」と判断されている（同WG資料3-1「実績評価書（案）（Ⅷ-3-2）」））。

⁵⁵ 測定指標3「治験届出件数のうち医師主導治験の数」についても、併せて同様の変更がなされた。

⁵⁶ 厚生労働省「令和3年度実績評価書（厚生労働省2（XⅢ-2-1）」）

③放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施（原子力規制委員会）

同施策は、原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持することなどを行うものである。

同施策の達成度を測定する指標の一つである定量指標 2 は、「危機管理体制の整備・運用（原子力事業者防災訓練の確認）」であり、令和 2 年度は、全 39 事業所における原子力事業者防災訓練の実施を目標としていた。これに対し原子力規制庁は、1 事業所で訓練が実施できなかったとして、「B」の評価を行った⁵⁷（図表 4 参照）。

図表 4 定量指標 2 「危機管理体制の整備・運用（原子力事業者防災訓練の確認）」

定量指標	基準値 (基準年度)	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由 及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
		年度ごとの実績値						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
2 危機管理体制の整備・運用 (原子力事業者防災訓練の確認) 【PDCA管理番号:5. (4)】	-	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	39事業所 /39事業 所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和2年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	B

(出所) 令和 3 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令3.7.6）

資料 2 「令和 2 年度実施施策に係る政策評価書（案）」より抜粋（赤枠は筆者加筆）

有識者会議⁵⁸では、定量指標 2 に関し、1 事業所で防災訓練を実施できなかった理由が新型コロナウイルスの問題であれば、ベストエフォートで仕方がないとする判断の方法もあるのではないかと指摘がなされた⁵⁹。

この点について原子力規制庁は、令和 2 年度は一度重点計画の見直しの必要性に係る議論を原子力規制庁のマネジメント委員会で行っており、新型コロナウイルスの影響を踏まえ計画を変えた事業もある中で、見直さなかった結果として目標達成に至らなかったという見通しの甘さも含め、B 評価としているところもあるとし⁶⁰、評価の変更を行わなかった⁶¹。

（2）今後の測定指標の在り方について議論が見られたもの

コロナ禍の影響を受けた施策の評価結果を踏まえた次期目標等の設定に関し、有識者会議における指摘を踏まえ、次期測定指標の見直し等がなされた事例も見られた。

⁵⁷ 令和 3 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令3.7.6）資料 2 「令和 2 年度実施施策に係る政策評価書（案）」。原子力規制庁では、個別測定指標ごとの「達成」の評価区分を、S：目標超過達成、A：目標達成、B：相当程度進展あり、C：進展が大きくないとしている（令和元年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令元.6.14）資料 2-2 「原子力規制委員会における PDCA の統合的運用について」）。

⁵⁸ 令和 3 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令3.7.6）

⁵⁹ 令和 3 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令3.7.6）大屋委員発言

⁶⁰ 令和 3 年度第 1 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令3.7.6）片山原子力規制庁次長発言

⁶¹ 原子力規制委員会「令和 2 年度実施施策に係る政策評価書（原子力規制委員会 R 2-①）」

④人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（法務省）（①再掲）

法務省は、同施策の令和2年度までの測定指標として、「1 法務省が作成するポスター、新聞広告及び資料等を見聞きした者に占める人権に関する理解や関心が深まった者の割合」、「2 人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合」、「3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合」、「4 モニター調査による人権相談窓口の認知度」、「5 人権相談・調査救済体制の整備」の五つを設定している。

法務省は、評価結果の次期目標等への反映の方向性として、本施策の測定指標1～5のうち、2以外については測定指標及び現在の目標⁶²を維持し、測定指標2は、「人権シンポジウム参加者数」に変更するとしていた⁶³。

有識者会議⁶⁴では、次期目標について、測定指標へのコロナに関する記載や定量的な評価に定性的な評価を加えて評価したい旨の記載を行うことなく、来年も同じ測定指標を用いることで良いのか、再び苦しい説明をしなければならないことは避けるべきであり、来年度の測定指標については見直しも含めた検討が必要ではないかとの意見が出された⁶⁵。

こうした結果、法務省は、測定指標1について、ポスターや新聞、インターネット広告などは啓発資料への誘因等を目的としており、それ自体が理解や関心を深めるという効果までは必ずしも期待されていないため、区別してモニター調査するほうが適切であることや、コロナ禍におけるインターネット上のコンテンツへの需要の高まりから、ホームページを利用した啓発活動に注力することが有効かつ効率的とし、これらを踏まえた指標に変更するとした。また、目標値の在り方についても、今後の感染拡大の状況等や社会情勢を踏まえ随時見直しを行うとしている。そのほか、測定指標2から4についても、次期目標値の見直しや検討を行うとした⁶⁶。

⑤男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること（厚生労働省）

厚生労働省では、男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進している。

同施策の達成度を測定する指標の一つである測定指標4は、「事業主向け説明会の開催件数」であり、令和2年度の目標値は100回とされたが、実績値は1,078回となった（図表5参照）。

⁶² 測定指標1～3については過去数年間の平均値から算出した数値を毎年同数値の目標とし、測定指標4については対前年度増、測定指標5については人権相談体制・調査救済体制の整備を図るという目標をそれぞれ設定していた。

⁶³ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）資料1「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」

⁶⁴ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）

⁶⁵ 法務省政策評価懇談会（第64回）（令3.7.15）井上委員発言

⁶⁶ 法務省「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書」（令3.8）（法務省2－（13））

図表5 測定指標4「事業主向け説明会の開催件数」

指標4 事業主向け説明会の開催件数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
	女性活躍推進法等の一部改正法の周知を図るため設定した。全国各所で開催することとし100回を目標とする。47都道府県で各2回以上の開催を目標とし設定した。								
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度		○
	-	-	-	-	-	1,078回	100回		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	100回			

(出所) 厚生労働省「令和3年度実績評価書(厚生労働省2(IV-1-1))」より抜粋(赤枠は筆者加筆)

厚生労働省は、次期目標等への反映の方向性として、本施策の測定指標4については、目標値を維持するとしていた⁶⁷。

有識者会議⁶⁸では、測定指標4について、コロナ禍によりオンライン開催に切り替えたことで目標値の10倍以上の実績があったとされた点に関し、オンライン開催自体の否定はしないものの、目標値を更に上げることも必要ではないか、また、回数で評価するのか、実施企業の数で評価するのか、検討を行うべきとする意見があった⁶⁹。さらに、令和3年度の目標が前年度と同じ100回となっていることについて、実績とあまりにも乖離しているため、目標設定の仕方についてはもう一度検討すべきとの意見も見られた⁷⁰。

こうした結果、厚生労働省は、測定指標4について、令和3年度目標値は、説明会だけでなく事業主への個別支援による取組の促進が令和4年度の女性活躍推進法⁷¹の義務拡大に向けて適切であると考えられることから、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出に関する働きかけを行った企業数とする方向で検討するとした⁷²。

また、同じく同施策の達成度を測定する指標の一つである測定指標12は、「在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数」であり、令和2年度の目標値は前年度(429,334件)以上とされたが、実績値は556,014件であった(図表6参照)。

図表6 測定指標12「在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数」

指標12 在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
	在宅就業者支援サイトを通じた情報提供について、普及の度合いを測るため。目標値については直近の実績を踏まえ設定。 (参考)平成27年度実績:402,724件							
	基準値	実績値					目標値	主要な指標
	平成28年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○
	442,536件	442,536件	493,028件	276,709件	429,334件	556,014件	前年度以上	
年度ごとの目標値		前年度 (402,724件) 以上	前年度 (442,536件) 以上	前年度 (493,028件) 以上	前年度 (276,709件) 以上	前年度 (429,334件) 以上		

(出所) 厚生労働省「令和3年度実績評価書(厚生労働省2(IV-1-1))」より抜粋(赤枠は筆者加筆)

⁶⁷ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(令3.7.21)資料1-1「実績評価書(案)(IV-1-1)」

⁶⁸ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(令3.7.21)

⁶⁹ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(令3.7.21)石田委員発言

⁷⁰ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(令3.7.21)新田委員発言

⁷¹ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)

⁷² 厚生労働省「令和3年度実績評価書(厚生労働省2(IV-1-1))」

厚生労働省は、次期目標等への反映の方向性として、本施策の測定指標12については、目標値を過去3年間の平均値以上のアクセス数へと変更するとしていた⁷³。

有識者会議では、測定指標12について、前年度以上という目標設定は、コロナ禍のような大きな環境変化で数字が大きく落ちた時に、その次年度の目標値に影響すると指摘した上で、次期目標を過去3年間の平均値以上としていることについて、その場合も大きく凹む年があるとその数値の影響を引きずることになるため、少し工夫が必要であるとの意見が見られた⁷⁴。

こうした結果、厚生労働省は、測定指標12については、令和3年度以降の目標値を「過去5年間相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上（ただし、新型コロナウイルス感染症による一時的な影響も考慮）」に見直すとした⁷⁵。

（3）評価におけるコロナ禍の影響の反映

以上のほか、コロナ禍の影響をどのように捉え、評価に反映させるかについては、様々な事例が見られる。

⑥日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（厚生労働省）

厚生労働省は標記の施策目標について、達成目標の一つとして「助産師出向の推進、助産所と連携する医療機関確保の推進」を掲げ、その達成度を測定する指標として測定指標4「助産師出向人数の増加数」及び測定指標5「助産師出向等支援導入事業実施都道府県数」を設定している。令和2年度の目標値について、両指標はいずれも「前年度以上」とされていたところ、実績値については、測定指標4は前年度の半数である42件、測定指標5は前年度と同数である25件となっている（図表7参照）。この結果に対し、厚生労働省は、「いずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものであり、過年度の推移を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、目標値を達成していたと見込まれることから、両指標ともには目標達成と判断した」とした上で、当該施策目標全体の評価についても「目標達成」としている⁷⁶。

⁷³ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG（令3.7.21）資料1-1「実績評価書（案）（IV-1-1）」

⁷⁴ 第10回厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG（令3.7.21）石田委員発言

⁷⁵ 厚生労働省「令和3年度実績評価書（厚生労働省2（IV-1-1）」

⁷⁶ 厚生労働省「令和3年度実績評価書（厚生労働省2（I-1-1）」

図表7 測定指標4「助産師出向人数の増加数」・
測定指標5「助産師出向等支援導入事業実施都道府県数」

達成目標3について		助産師出向の推進、助産所と連携する医療機関確保の推進								
測定指標	指標4 助産師出向人数の増加数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		助産師偏在が拡大しないようにするために、各県における助産師出向が促進される必要があることから、当該事業により出向した助産師数を指標として選定し、その数値を前回調査と比較して向上させることを目標とした。 (参考)平成27年度実績:25人								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	○
	—	56	78	93	84	42	前年度以上			
	年度ごとの目標値	25		50	前年度(78件)以上	前年度(93件)以上	前年度(84件)以上			
	指標5 助産師出向等支援導入事業 実施都道府県数 (アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		助産師偏在が拡大しないようにするために、助産師就業の偏在の実態把握を始めとした取組が各県で実施される必要があることから、当該事業実施県数を指標とした。 (参考)平成27年度実績:13都道府県								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	○
—	21	23	24	25	25	前年度以上				
年度ごとの目標値	13		25	前年度(23件)以上	前年度(24件)以上	前年度(25件)以上				

(出所) 厚生労働省「令和3年度実績評価書(厚生労働省2(I-1-1))」より抜粋(赤枠は筆者加筆)

⑦観光立国を推進する(国土交通省)

国土交通省では標記の施策目標を掲げ、その達成度を測定する指標として業績指標80「訪日外国人旅行者数」等を設定しており⁷⁷、令和2年の目標値は4,000万人、実績値は412万人となっている(図表8参照)。国土交通省は、全ての業績指標について、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で実績が落ち込んだが、令和元年までは概ね順調に推移しており、令和元年は過去最高を記録しているとして、令和2年目標と令和元年実績を比較して評価を行い、当該施策目標全体としては「相当程度進展あり」と評価したとしている⁷⁸。

図表8 業績指標80「訪日外国人旅行者数」

80 訪日外国人旅行者数(*)	初期値	実績値					評価	目標値
	H23年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年
	622万人	2,404万人	2,869万人	3,119万人	3,188万人	412万人	B	4,000万人
暦年ごとの目標値	-		-	-	-	-		

(出所) 国土交通省「令和2年度施策目標個票(国土交通省2-⑳)」より抜粋(赤枠は筆者加筆)

⑧鉄道網を充実・活性化させる(国土交通省)

国土交通省では標記の施策目標を掲げ、その達成度を測定する指標として業績指標103「東京圏鉄道における混雑率(①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数)」等を設定している。令和2年度の目標値について、業績指標

⁷⁷ このほか、業績指標81「訪日外国人旅行消費額」、82「地方部での外国人延べ宿泊者数」、83「外国人リピーター数」、84「日本人国内旅行消費額」が設定されている。

⁷⁸ 国土交通省「令和2年度施策目標個票(国土交通省2-⑳)」

103の①は150%、②は0区間とされていたところ、実績値はそれぞれ107%、0区間となっている（図表9参照）。この結果に対し、国土交通省は、「令和2年度については新型コロナウイルスの影響を受けた特殊な環境下であり、①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数ともに、目標を達成した」とした上で、主要な業績指標については外部要因の影響はあるものの目標を達成したため、当該施策目標全体の評価を「相当程度進展あり」と判断したとしている⁷⁹。

図表9 業績指標103「東京圏鉄道における混雑率

（①主要31区間のピーク時の平均混雑率、②180%超の混雑率となっている区間数）」

103 東京圏鉄道における混雑率 （①主要31区間のピーク時の平均混雑率*）	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	165%	165%	163%	163%	163%	107%	A	150%
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/
103 東京圏鉄道における混雑率 （②180%超の混雑率となっている区間数*）	初期値	実績値					評価	目標値
	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度		R2年度
	14区間	12区間	11区間	11区間	11区間	0区間	A	0区間
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-		/

（出所）国土交通省「令和2年度施策目標個票（国土交通省2-⑳）」より抜粋（赤枠は筆者加筆）

（ねぎし たかし、きむら かつや、さが じゅんや）

⁷⁹ 国土交通省「令和2年度施策目標個票（国土交通省2-⑳）」